

水道施設工事における配管工の労務単価について

上下水道局発注の水道施設工事において、「令和5年度水道事業実務必携」の適用に伴い、配管工の労務単価について、公共工事設計労務単価に4%加算した額を使用します。(100円未満切捨て)

1 適用日

令和5年11月6日以降に公告する令和5年10月1日単価世代から。

【お問い合わせ】

上下水道局 技術部 水道管路課

TEL 046-823-0684

FAX 046-822-0153

E-mail wsf-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp